

第2回 知事公舎のあり方等に関する有識者会議 事項書

日時：令和4年11月29日（火）18:45～20:15
場所：三重県庁 講堂

1 総務部長あいさつ

2 議題

（1）知事公舎のあり方等について

（2）その他

【配布資料】

- ・出席者名簿
- ・配席図
- ・資料1：知事公舎の全国状況について
- ・資料2：知事公舎のあり方の事例別必要経費（以後20年）について
- ・資料3：知事公舎のあり方を考える際の留意事項について
- ・資料4：知事公舎のあり方毎の留意事項について
- ・資料5：知事公舎のあり方検討・選定における優先順位の考え方について

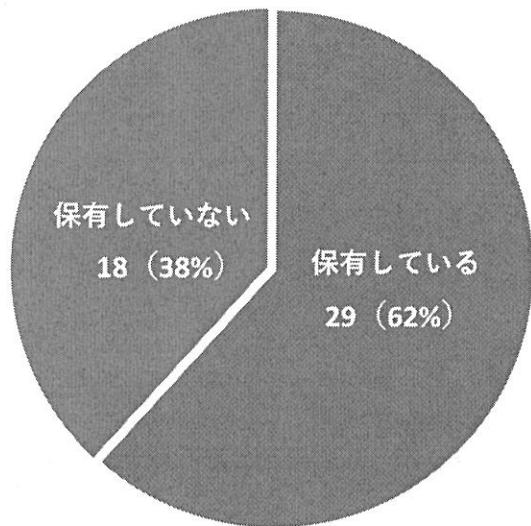
知事公舎のあり方等に関する有識者会議 委員名簿（敬称略、五十音順）

氏 名	所 属・職
片岡 浩司	不動産鑑定士
川口 淳	三重大学大学院工学研究科准教授
種橋 潤治	株式会社三十三銀行特別顧問
中谷 佳人	公益財団法人暴力追放三重県民センター専務理事
中村 佳子	株式会社丸中商店代表取締役社長
藤枝 律子	三重短期大学法経科教授

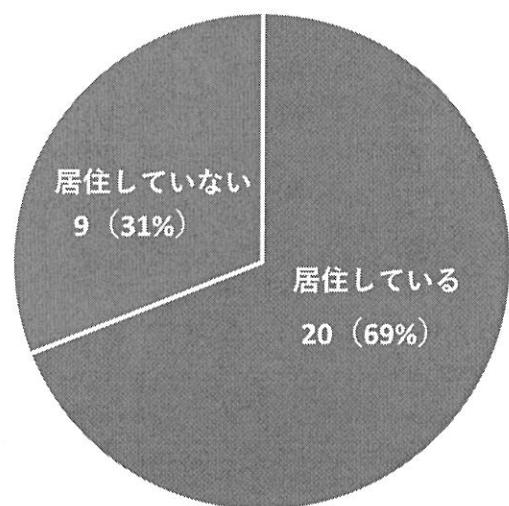
知事公舎の全国状況について

資料 1

1 知事公舎の保有状況



2 知事公舎の居住状況



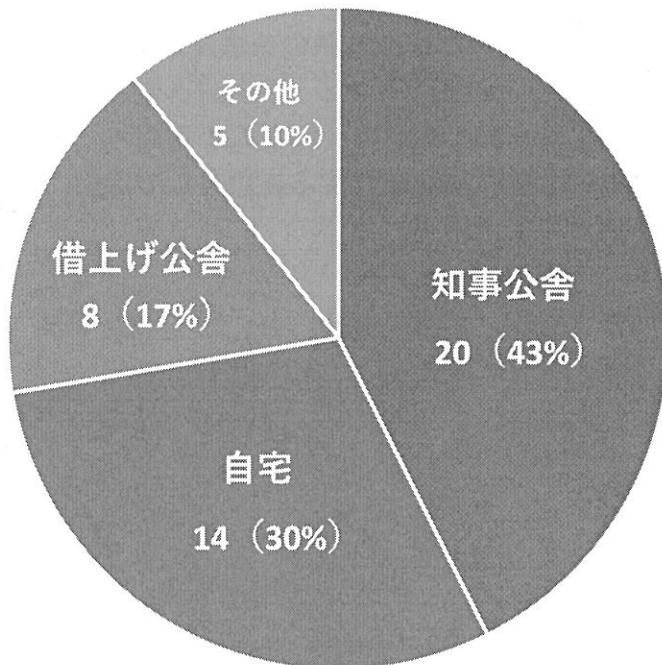
○保有していない18県の知事の居住先(内訳)

- 7県：自宅（一戸建て4、マンション1、非公表2）
- 6県：借上げ公舎
- 5県：その他

○居住していない9県の知事の居住先(内訳)

- 7県：自宅（一戸建て2、マンション2、非公表3）
- 2県：借上げ公舎

3 知事の居住先



知事の居住先は、知事公舎が20県、自宅が14県、借上げ公舎（マンション等）が8県、その他（職員住宅や非公表等）が5県である。

自宅の14県については、一戸建てが6県、マンションが3県、非公表が5県である。

4 知事公舎以外に居住する他県の状況

(1) 借上げ公舎に居住する8県の状況

A県	賃貸マンション・徒歩10分程度
B県	賃貸マンション・徒歩10分程度
C県	分譲マンションを賃貸・公用車での送迎
D県	賃貸マンション・徒歩圏内
E県	賃貸マンション・徒歩圏内
F県	分譲マンションを賃貸・徒歩圏内
G県・H県	非公表

(2) 自宅に居住する14県の状況

(一戸建て) 6県 (知事公舎あり2県・なし4県)

(マンション) 3県 (知事公舎あり2県・なし1県)

(非公表) 5県 (知事公舎あり3県・なし2県)

5 知事公舎を保有していない18県の公舎廃止後の活用事例

- 県立歴史文化博物館の敷地の一部として活用
- 県ゆかりの作家や作品を紹介する施設として活用
- 職員駐車場として活用
- 公館として使用
- 県合同庁舎を建設
- 民間へ売却、貸付 など

知事公舎のあり方 事例別必要経費（以後20年）

(千円)

資料2

あり方の例	跡地	初期費用(A)	以後20年間の必要経費(B)	経費計(A)+(B)	跡地売却収入の有無	備考
現公舎を活用	生じない 木竹の伐採(外周・庭木) 現公舎リフォーム	74,000	69,000 (3,450 ×20年) 樹木管理 警備・修繕委託	143,000	なし	・現公舎をリフォームし、住環境を整える。 ・安全確保、経費節減のため木竹（外周・庭木）を伐採する。
新築 (現敷地内)	保有 木竹の伐採(外周・庭木) 知事公舎新築(60坪)	110,000 101,000	69,000 (3,450 ×20年) 樹木管理 警備・修繕委託 47,000 (2,350 ×20年) 樹木管理(半分) 警備・修繕委託	179,000 148,000	なし 約8,500m ² (有効面積) を売却	・現敷地(空地)に住宅(60坪(公用15坪、私用45坪))を新築する。 ・跡地を引き続き保有し、活用する。(樹木管理費は必要) ・安全確保、経費節減のため木竹（外周・庭木）を伐採する。
既存職員 住宅を活用	売却 木竹の伐採(外周) セキュリティ強化	55,000 46,000	30,000 (1,500 ×20年) 草刈り 0 (0 ×20年)	85,000 46,000	なし 約10,000m ² (有効面積) を売却	・現敷地(空地)に住宅(60坪(公用15坪、私用45坪))を新築する。 ・安全確保、経費節減のため木竹（外周・庭木）を伐採する。 ・安全確保のため木竹を伐採(外周のみ)する。 ・跡地(狭地分)の売却収入あり。
知事公舎を保有しない 民間施設を賃借	保有 木竹の伐採(外周) セキュリティ強化	44,000 35,000	73,000 (3,650 ×20年) 草刈り 家賃支払い等 43,000 (2,150 ×20年) 家賃支払い等	117,000 78,000	なし 約10,000m ² (有効面積) を売却	・民間マンション等を賃借するため家賃が必要。 ・安全確保、経費節減のため木竹（外周・庭木）を伐採する。 ・跡地を引き続き保有し、活用する。(草刈り等は必要) ・民間マンション等を賃借するため家賃が必要。 ・安全確保のため木竹(外周のみ)を伐採する。 ・跡地の売却収入あり。

知事公舎のあり方を考える際の留意事項について

1 危機発生時の指揮命令機能の確保

委員意見

- ・現知事公舎は、耐震診断上非常に安全であり、継続利用しても問題ない。なお、公邸部分がみすぼらしいと言われているが、適切なメンテナンスがなされていないだけであり、修繕は可能な範囲である。また、津波は来ない、大河川はない、盛土はない、という意味では防災上極めてよい場所にある。（川口委員）
- ・災害時の知事の役割は3つあると考える。1つ目は組織の長、2つ目は県民の代表、3つ目はネゴシエーター。特に重要なのは、2つ目と3つ目であるが、この3つの役割を果たすために、安全なところに住んでいただくことの必要性は極めて高い。（川口委員）

2 セキュリティの確保

委員意見

- ・現知事公舎は、県庁から近く、高台である閑静な住宅地域にあり、切土と盛土も重なっておらず、場所としてはふさわしい。また、共同住宅など不特定多数の者が出入りしない地域であり、その意味ではセキュリティは高いと言える。（片岡委員）
- ・知事の立場を踏まえると、身辺等に問題が生じた場合には、大きな社会的反響があるほか、円滑な県政運営の継続の観点からも支障が生じる。加えて、一定の権限や立場のある人に対しては、常軌を逸した苦情や申し入れがなされることがあるなど、知事には一般の方に増してセキュリティ面の配慮が必要である。仮に、民間施設に居住する場合には、周辺住民に及ぼす影響も考えなくてはならない。（中谷委員）
- ・現知事公舎のセキュリティ環境は良好な印象を受けた。閑静な住宅地域ということで非常に平穏な雰囲気である。敷地周辺の樹木、鉄柵により侵入が難しく中を見通しにくくなっている。敷地内の入り口は一本化され門扉も設置されている。また、周辺の居住実態をみても、知事以外の居住者は地方機関の長や県の幹部であるため立ちに入る者が限定されており、かつ、それぞれがセキュリティ面について一定の配慮を行っているものと考えられ、複数の目で不審者の侵入に目が届くなど相互に補完する形で安全を確保する環境が作られているものと推測している。よって、他の場所ではこれ以上のセキュリティを確保することは難しいという印象である。（中谷委員）
- ・現知事公舎の後ろ側に広がる樹木は、不審者の侵入の恐れがあり防犯上問題ではないか。（中村委員）
- ・万が一これから建つマンションが県庁近辺にあったら、理想論かもしれないが、その最上階を購入し知事が入居することを前提にセキュリティ対策を考えていくこともある。（中村委員）

3 県民負担の軽減

委員意見
・公邸部分については、使用していないことだが、打ち合わせスペース程度があれば足りるため、今ほど大きなスペースをとる必要はないのではないか。（片岡委員）
・敷地規模から見て不要な部分が多い。（片岡委員）
・防災面、セキュリティ面から、現知事公舎が今の場所にあることが最も安全なのであろうが、使用されていない公邸部分は必要ないのではないか。また、お客様を招かない庭の手入れに多額の経費がかかることももったいない。（中村委員）

4 知事の住居の安定的な確保

委員意見
・他県ではマンションへの居住事例もあるということだが、セキュリティ対策がしっかりした賃貸マンションの確保は県庁近辺では難しいのではないか。（片岡委員）
・知事が居住されるにふさわしいマンションが県庁近辺に供給されているのか疑問がある。マンションに居住されている知事もいるとのことだが、当該地域においてはマンションの供給が豊富で選択できる余地がたくさんあるのではないか。また、マンションでは、知事占有のフロアや専用の入口を作るといったことまでしないとセキュリティ確保は難しいのではないか。（種橋座長）
・知事の家族構成で使い方、必要な機能が大きく変わる。コンパクトで、公邸部分として必要最低限の機能を持った戸建てであれば、ある程度工夫できるのではないか。（種橋座長）

5 その他留意事項

委員意見
・仮に敷地を売却することになったとしても、宅地分譲物件として大きな需要が見込めるため、跡地利用を考える際は性急に結論を出す必要はない。（片岡委員）
・公邸部分の積極利用について、用途はあくまでも住宅ということをベースに災害時にはバックアップオフィスにできるようにすることもひとつのアイデアである。（川口委員）
・セキュリティの面では、知事の身辺の安全が究極的な目的であるが、他県でマンションに居住する事例もあり、財政的な課題、知事のご意向も尊重されるべきものであるので、総合的な見地からお決めになられるものと認識している。（中谷委員）
・仮に、民間施設に居住する場合には、現知事公舎の跡地は防災センターなど他の利用方法が考えられるのではないか。（中村委員）
・敷地を売却してしまうと、あれだけの土地を再度探して購入することは極めて困難ではないか。（藤枝委員）
・使用していない公邸の部分については、私邸部分と切り離すなどしてセキュリティ上配慮したうえで、市民のための一般公開や、有料での貸し出し、災害時の避難所への転用など他の利用方法が考えられるのではないか。（藤枝委員）

知事公舎のあり方毎の留意事項について

資料4

		留意事項		
知事公舎	あり方の例	危機発生時の指揮命令機能の確保	セキュリティの確保	県民負担の軽減
①引き継ぎ、現知事公舎を利用 保有する	・県庁から近い ・津波はない、大河川はない、盛土はない、という意味では防災上極めてよい場所 ・耐震診断上非常に安全	・共同住宅など不特定多数の者が出入りしない閑静な住宅地域 ・知事以外の居住者は地方機関の長や県の幹部であるため立ち入りが限定されたり、かつ、それがセキュリティ面について一定の配慮を行っているものとて一定の配慮を行つているものと考えられ、複数の目で不審者の侵入に目が届くなど相互に捕完する形で安全を確保する環境が作られているものと推測できる ・現知事公舎の後ろ側に広がる樹木は、不審者の侵入の恐れがある	・敷地規模から見て不要な部分が多い ・庭の手入れに多額の経費がかかることがあることがあつたいない	・公邸部分については、今ほど大きなスペースをとる必要はない ・敷地規模として必要な部分とで、公邸部分として必要最低限の機能を持つた戸建てであれば、ある程度工夫ができる
	②敷地内に規模を縮小した 知事公舎を新設			
③現知事公舎を廃止し、既存の職員住宅を利用する 保有しない				・ヤキュリティ対策がしっかりと實質マンションの確保は県庁近辺では多くない
	④現知事公舎を借り上げる		・マンションであれば、必要なセキュリティを考える必要がある	
共通事項		・安全なところに住んでいたがくに周辺住民に及ぼす影響を考える必要がある		

知事公舎のあり方検討・選定における優先順位の考え方について

【事務局の考え方】

①危機発生時の指揮命令機能の確保

大規模災害等の発生時に被災（浸水、土砂崩れなど）することなく、迅速に本庁舎へ登庁することが可能な場所とする。

②セキュリティの確保

知事の身の安全やプライバシー等を確保できる環境を確保する。

③県民負担の軽減

費用対効果の観点から、県民負担は最小限とする。

◎知事のライフスタイル

知事の希望するライフスタイルに配慮する。

◎知事の住居の安定的な確保

知事の家族構成に関わらず、一定規模の施設を持続的に確保できる。

【現在居住している者（知事）の考え方】

①県民負担の軽減

費用対効果の観点から、県民負担は最小限とする必要がある。ストックで保有する限り維持管理費が発生し続ける。

②職としての知事の適正な判断の確保（健康確保、ストレス面への配慮）

知事として適切な判断や業務遂行を行わせるためには、知事自身が心身ともに健康であることが必要である。

③職としての知事のセキュリティの確保

知事という職務を踏まえ、身の安全やプライバシー等を確保する必要がある。

④危機発生時等の指揮命令機能の確保

大規模災害等の危機発生時に、災害対策本部長として短時間で本庁に参集し、指揮命令や情報収集を行う必要があることから、徒歩で参集できる本庁周辺に所在する必要がある。

⑤周辺環境

スーパー、駅、交番などの施設が周辺環境として整備されていることが望ましい。

